

<報道発表資料>

.....
カテゴリー:募集

令和5年6月1日

経営革新デジタル活用支援事業補助金の公募の開始

県では、デジタル技術を活用した新サービスや新製品の開発など、経営革新計画に基づく新たな取組を行う中小企業等を支援しています。

この度、令和5年4月3日から6月30日までに経営革新計画の承認を受けた（又は受ける見込の）事業者を対象とした公募を6月1日（木）から開始いたします。

1 経営革新デジタル活用支援事業

(1) 内容

令和5年4月3日（月）から6月30日（金）までに承認（変更承認を含む）を受けた（又は承認申請中で期間内に承認を受ける見込の）経営革新計画に基づき事業を実施する際にかかる費用を補助します。

※ 補助金申請後、令和5年6月30日までに経営革新計画の承認を受けられなかった場合は、申請を取り下げさせていただきます。

(2) 対象者

○主な対象要件

以下のいずれかの減少要件に該当し、デジタル技術を活用した新サービス・新製品の開発やコスト削減等の事業再構築に取り組む中小企業等

- ① 令和2年4月以降の任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（原則として令和2年3月以前の1年間）の任意の3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。
- ② 令和2年4月以降の任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前（原則として令和2年3月以前の1年間）の任意の3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。
- ③ 令和4年1月以降の任意の3か月の合計売上高が、原油価格・物価高騰等の影響により令和3年12月以前（原則として令和3年12月以前

の1年間)の任意の3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。

- ④ 令和4年1月以降の任意の3か月の合計付加価値額が、原油価格・物価高騰等の影響により令和3年12月以前(原則として令和3年12月以前の1年間)の任意の3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。

(3) 補助率・補助額

- ・補助率：2分の1
 - ・補助額：上限150万円
- (ただし、補助対象事業費は100万円以上とする。)

(4) スケジュール・募集要領等

申請期間：令和5年6月1日(木)～6月30日(金)

募集要領等は、以下の県HPをご覧ください

〈HP〉 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/2021jigyousaikouchiku.html>

※経営革新計画承認申請中の事業者の方も対象となります。

(5) 申請先

お近くの商工会議所・商工会にて、申請の受付や御相談を承ります。

参考(今年度の経営革新デジタル活用支援事業補助金のスケジュール)

①公募期間：令和5年6月1日～6月30日〔今回の公募〕

対 象：令和5年4月3日から6月30日までの
経営革新計画承認企業を対象

②公募期間：令和5年8月1日～9月29日〔次回の公募予定〕

対 象：令和5年4月3日から9月29日までの
経営革新計画承認企業を対象

2 問い合わせ先

埼玉県産業労働部産業支援課

〈TEL〉 048-830-3910

〈メール〉 a3770-12@pref.saitama.lg.jp